

認定等に関するQ & A

Q 1 修繕の場合の便所の適用について（利用円滑化誘導基準）

- Q** 修繕部分以外の部分の各階便所についてはどのように利用円滑化誘導基準は適用されるのでしょうか。（例えば、10階建ての百貨店の10階部分を修繕して認定を受けようとした場合、百貨店のすべての階の利用者用便所も改修しなければならないのでしょうか。）
- A** 修繕部分に共用の便所がある場合は、修繕部分に限り各階原則2%以上の車いす使用者用便房を整備すればOKです。なお、当該特定建築物が共用の便所を有するものの修繕部分に共用の便所を設けない場合は、修繕部分以外に一つの車いす使用者用便房を設け、修繕部分からの一以上の経路を基準に適合させればよいこととなっております。

Q 2 廊下等の基準の適用範囲について（利用円滑化誘導基準）

- Q** すべての廊下等や敷地内通路を車いす使用者が円滑に利用できる構造とする必要があるのでしょうか。
- A** 階段のみに通ずる廊下等の部分など車いす使用者の利用上支障がない部分については幅員等の基準は適用されません。

Q 3 特別特定建築物における基準の適用について（利用円滑化誘導基準）

- Q** 特別特定建築物の場合も、「多数の者が利用する」特定施設全体を基準に適合するように整備しなければ認定を受けられないのでしょうか。
- A** 令第2条で定める特別特定建築物の場合は「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する」特定施設部分のみ利用円滑化誘導基準を満たせばよいこととなります。なお、学校や共同住宅などを条例で特別特定建築物に追加した場合には、認定を受けるためには「多数の者が利用する」特定施設全体が基準を満たす必要があります。

Q 4 表示について

- Q** 増築などで認定を受けた場合は、利用者にとって基準を満たしている部分と満たしていない既存部分との違いが一見ただけではわかりづらいのではないかと思います。どうしたらよいのでしょうか。
- A** シンボルマークの表示と共に、利用円滑化誘導基準を満たしている部分を図等を用いてわかりやすく示すことが利用者の利便性を確保する上で望ましいと考えられます。